

プログラム型の取り扱いについて

1. プログラム型とは
2. プログラム型の概要
3. 提出情報

1. プログラム型とは

- ① **プログラム型とは、数百～数千戸の卒FITの住宅の太陽光発電施設を取りまとめる手法**
- ② **卒FITではないが、数十件程度の住宅の太陽光発電を取りまとめて電力量認証している「ファーム型」という類型が従来よりグリーン電力認証には存在している。プログラム型と比較すると極めて小規模である**
- ③ **卒FIT住宅の環境価値を取りまとめるアグリゲータ等を「プログラム管理者」（以下、管理者）とし、管理者は環境価値の移転と二重主張の回避、計測データの集計とエビデンスの準備、計測器の維持管理等を確実に実施することを想定している。管理者と申請者が別であっても、同一であっても構わない**

2. プログラム型の概要

① グリーン電力認証業務の諸規程に適合したものであること

ex.グリーン電力認証基準解説書で定める認証要件など

- 2-3-4 環境価値の帰属
- 2-3-5 環境への影響評価
- 2-3-6 社会的合意
- 2-3-7 情報の公開等

② プログラム管理者は以下の事項を適切にマネジメントすることが求められる

- 環境価値の移転や二重主張の回避
- 計測データの集計とエビデンスの準備
- 計測器の維持管理
- 参加者リストの維持管理

③ 同一のプログラム型に多数の卒FIT住宅を集約する要件として以下の点が同一であること

- 申請者、管理者
- 発電方法
- 維持管理計画
- 環境価値の移転、二重主張の回避の仕組み
- 計測方法（電力網への送電分の計測方法とエビデンス）
- 地理的範囲（一定の地域に限定されていること）

2. プログラム型の概要

- ④ 卒FIT住宅の維持に貢献することが想定できるので、既設のケースに適用される追加性要件を満たしているものと判断できる

グリーン電力認証基準解説書で定める追加性要件

以下のいずれかに該当しなければならない。

新設の
ケース

(1) グリーン電力の取引行為が、当該設備の建設における主要な要素であること

既設の
ケース

(2) グリーン電力の取引行為が、当該設備のグリーン電力の維持に貢献していること

(3) グリーン電力の取引行為が、当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献していること

3. 提出情報

設備認定時には以下の情報の提出を要請する

- a. 申請者情報、管理者情報
- b. 発電方式
- c. 受電地点特定番号
- d. 認証対象電力（1: 自家消費、2: 売電、3: 両方 のいずれか）
- e. 新規既設（1: 新設、2: 既設、3: 両方 のいずれか）
- f. 発電事業所の設備規模
- g. 追加性に関する情報
- h. 環境価値の移転に関する情報
- i. 計測方法に関する情報（電力網への送電分の計測方法）